

監 第 4 4 1 号
平成 27 年 3 月 13 日
(令和 3 年 3 月 10 日 一部改正)
(監 理 課 扱 い)

土木部内各課(室)長
各地域振興局建設部長
北薩地域振興局建設部甌島支所長
各支庁建設部長
各支庁事務所建設課(係)長

} 殿

土木部長

施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて(通知)

今般、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第69号)等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、所要の改正が行われました。この施工体制台帳については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第15条第2項に基づき、公共工事の受注者はその写しを発注者に提出することとされております。

ついては、県が発注する工事において、施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて下記事項に十分留意の上、請負業者に対する指導を徹底してください。

記

1 施工体制台帳に係る留意事項

(1) 対象工事

県が発注した建設工事のうち、建設工事の下請契約を締結する全ての工事

(2) 提出時期

監督職員は、元請業者に対し、施工体制台帳及び添付書類を、下請契約締結後、遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出させるものとする。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、提出させるものとする。

(3) 下請契約の範囲

施工体制台帳に記載すべき下請契約とは、「建設工事の請負契約」である。従って、一次下請だけではなく二次下請、三次下請等も記載の対象となるが、「資材納入」、「調査業務」や「運搬業務」などの建設工事以外の契約は記載の必要はない。

(4) 施工体制台帳の添付書類

施工体制台帳に添付すべき書類は以下のとおり。(建設業法施行規則第14条の2第2項))

ア 建設工事の契約書等の写し

(ア) 施工体制台帳及び再下請通知書に関する建設工事の請負契約書の写し(契約書若しくは注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款)

(イ) 見積時に合意された工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書(建設工事標準下請契約約款第2条参照)

イ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(置いた場合に限る。)の資格を有することを証する書面

専任の監理技術者の場合は監理技術者資格者証の写しに限る

ウ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(置いた場合に限る。)の雇用を証する書面

健康保険等の写し

エ 元請業者が置いた専門技術者(置いた場合に限る。)の資格及び雇用を証する書面

(5) 建設工事の請負契約書の内容

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

なお、建設工事の下請契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書を使用するよう指導すること。

また、建設工事の完成を目的とした単価契約を行おうとする場合も、建設業許可の要否、工事代金の支払等の様々な紛争が事後に生じないよう努める必要があることから、総価(単価×数量)による契約を締結するよう助言すること。

契約書には以下の16項目が必ず記載されていなければならない。(建設業法第19条)

(ア) 工事内容

(イ) 請負代金の額

(ウ) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(エ) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

(オ) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

(カ) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

(キ) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

(ク) 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

(ケ) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

(コ) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- (㉟) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (㊱) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (㊲) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (㊳) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (㊴) 契約に関する紛争の解決方法
- (㊵) その他国土交通省令で定める事項

2 施工体系図に係る書類の提出に関する留意事項

(1) 作成及び提出の対象となる工事

県が発注した建設工事であって、当該工事を施工するために、建設工事又は以下の業務の下請契約を締結するもの

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む。）を行う業務
- エ その他監督職員が指示した業務等

(2) 提出時期

監督職員は、元請業者に対し、施工体系図を下請契約締結後、遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出させるものとする。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、提出させるものとする。

(3) 施工体系図の作成方法

ア 施工体制台帳に記載された、建設工事を施工している元請業者及び下請業者に関する事項（建設業法施行規則第14条の6の記載事項）

- (㊶) 元請業者の商号又は名称
- (㊷) 元請業者が請け負った建設工事に関する次の事項
 - ・ 建設工事の名称及び工期
 - ・ 発注者の称号、名称又は氏名
 - ・ 元請業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ・ 元請業者が置く監理技術者補佐の氏名（置いた場合に限る。）
 - ・ 元請業者が置く専門技術者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容（置いた場合に限る。）
- (㊸) 元請業者から建設工事を請け負った下請業者に関する次の事項
 - ・ 下請業者の商号又は名称
 - ・ 下請業者の代表者の氏名
 - ・ 下請業者の一般建設業又は特定建設業の別（下請業者が建設業者の場合に限る。）
 - ・ 下請業者の許可番号（下請業者が建設業者の場合に限る。）
- (㊹) 下請業者が請け負った建設工事に関する次の事項
 - ・ 建設工事の内容及び工期

- ・ 当該建設工事が特定専門工事（建設業法第26条の3第2項）に該当の有無（下請業者が建設業者の場合に限る。）
- ・ 下請業者が置く主任技術者の氏名（下請業者が建設業者の場合に限る。）
- ・ 下請業者が置く専門技術者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容（下請業者が建設業者であり、かつ、専門技術者を置いた場合に限る。）

イ 建設工事以外の業務を行っている委託業者に関する事項

- (ア) 委託業者の商号又は名称
- (イ) 委託業者が請け負った業務の内容及び工期
- (ウ) 現場責任者の氏名

3 特記仕様書記載例

上記1及び2の取扱いについては、特記仕様書に以下の例にならって記載し、周知徹底を図ること。

第 条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第 条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

4 元請業者への指導

監督職員は、元請業者に対し、建設業法等の関係法令や建設産業における生産システム合理化指針及び建設業法令遵守ガイドライン等を遵守させるほか、次の記載事項に十分留意し、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について、助言・指導に努めること。

(1) 見積りに関して

- ア 書面による見積依頼，法令で定める見積期間の設定，明確な経費内訳による見積書の提出，これらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。
- イ 工事現場における施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意すること。
- ウ 適切な水準の賃金等に加えて，一般管理費等の必要な諸経費等を適切に考慮すること。

(2) 標準見積書等の法定福利費の内訳明示された見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底について

- ア 元請業者においては，下請業者との契約に当たって，法定福利費が内訳明示された見積書の提出を強く働きかけるとともに，提出された見積書を尊重すること。
- イ 下請業者においては，法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し，自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

(3) 契約について

- ア 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて，具体的な工事内容，適正な請負代金及び支払方法，請負代金の変更等に関する定め等を明示した契約を，着工前に締結すること。
- イ 下請代金の支払時に，いわゆる赤伝処理を行う場合には，具体的内容を両当事者の対等な立場における合意に基づき，契約書面に明記すること。
- ウ 請負代金決定の際，いわゆる指値発注による請負契約の締結を行うことがないように留意すること。
- エ 工事内容に変更が生じ，工期又は請負代金に変更が生じる場合は，双方の協議等の適正な手順により，変更工事の着工前に書面による変更契約を行うこと。

(4) 検査及び引渡しについて

- ア 元請業者は下請業者からの完成通知を受けた日から20日以内で，できる限り短い期間内に検査を完了すること。
- イ 検査により下請工事の完成を確認した後，下請業者からの申し出があったときは，特約がされている場合を除いて，直ちに目的物の引渡しを受けること。

(5) 下請代金の支払について

- ア 請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- イ 元請業者が発注者から支払を受けた時は，その日から一月以内で，できる限り短い期間内に相応する下請代金を支払うこと。特に，特定建設業者においては，建設工事の完成を確認した後，下請業者が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で，できる限り短い期間内に支払を行うこと。
- ウ 支払はできる限り現金払で行い，少なくとも労務費相当分は現金払とし，手形期間は，120日以内で，できる限り短い期間とすること。

(6) 下請業者への配慮等について

- ア 元請業者は，下請業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

イ 建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。

ウ 元請業者は下請業者の倒産により、下請契約における関係者に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

エ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請業者が建設業法、労働基準法等その他の関係法令に違反しないよう指導に努めること。

(7) 施工管理の徹底について

ア 公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、施工管理のより一層の徹底に努めること。

イ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等を適正に行い、より一層の下請契約の適正化に努めること。

(8) 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

元請業者は、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請業者への要請などの取組を行い、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払れるよう努めること。

(9) 消費税率の円滑かつ適正な転嫁について

元請業者と下請業者との間で交わされる下請契約等において、消費税転嫁拒否等の行為を行わないこと。

(10) 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記4の(1)から(9)までの事項に準じた配慮をすること。

5 下請関係の苦情等の処理について

下請関係の苦情等については、本庁及び各地域振興局・支庁等に設置している「元請下請関係に関する相談窓口」において「元請下請関係に関する相談窓口の設置について」（平成22年3月30日付け監第573号監理課長通知）により、積極的に対応し、その解決に努めること。

6 適用対象

本通知に基づく施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについては、令和3年3月10日以降に新たに契約を締結する、県が発注する工事から適用する。

なお、適用日の前に締結された契約に係る工事については、従前の例による。